

利根沼田地域災害 医療対策マニュアル

令和 8 年 9 月
利根沼田保健福祉事務所

目次

I 本文

1 目的	1
2 定義	1
3 災害発生時の連絡	1
4 利根沼田地方部保健福祉班について	1
5 関係機関からの被災状況報告について（１）	2
関係機関からの被災状況報告について（２）	3
【参考１】災害時の情報伝達の流れ	5
6 利根沼田地域災害医療対策会議について	6
7 保健福祉事務所の主な活動	6
8 局地災害発生時の対応	6
【参考２】各災害サイクルにおける関係機関の役割の概要	7

II 様式

様式０（ゼロ）（保健福祉事務所⇒関係機関）	8
様式１（災害拠点病院用）	9
様式２（病院・有床診療所用）	10
様式３（無床診療所用）	11
様式４（歯科診療所用）	12
様式５（薬局用）	13
様式６（市町村用）	15
様式７（警察・消防用）	16

III 各種連絡先等

1 県災害対策本部 健康福祉部 医療・防疫班	17
2 県災害対策本部地方部（地域機関）	17
3 市町村	17
4 病院（管内）	18
5 有床診療所（管内）	19
6 医師会・歯科医師会・薬剤師会	20
7 消防	20
8 警察	20
9 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所（沼田市～みなかみ町）	21
10 ヘリポート適地（沼田市～みなかみ町）	29
11 災害時に用いる主な通信手段について	31

IV 資料

群馬県地域災害医療対策指針	32
利根沼田地域災害医療対策会議設置要綱	37
避難所情報 日報	38
施設・避難所等ラピッドアセスメントシート	42
地域災害医療対策会議 委員名簿	45

I 本文

1 目的

本マニュアルは、「群馬県地域災害医療対策指針」（本マニュアルp32～36）及び「群馬県災害時保健医療福祉活動指針」等を踏まえ、利根沼田地域で災害が発生した場合における災害医療対策に必要な情報の収集を中心に、関係機関の具体的な対応を定めるものである。

2 定義

本マニュアルにおいて想定している災害とは、地震、風水害、火山災害等の自然災害や大規模事故（航空、鉄道、危険物災害等）による人為災害により、当地域における災害医療の対応能力を超えることが見込まれる状態をいう。

3 災害発生時の連絡

- （１）管内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、県災害対策本部長（知事）が県災害対策本部利根沼田地方部の設置を決定した時は、利根沼田保健福祉事務所はすみやかに各関係機関（災害拠点病院、二次救急医療機関、沼田利根医師会、沼田利根歯科医師会、沼田利根薬剤師会、各市町村、利根沼田広域消防本部、沼田警察署）へ【様式〇（ゼロ）】により連絡する。

なお、利根沼田保健福祉事務所と関係機関との間の伝達は、電子メールを基本とし、被災状況に応じて電話、衛生携帯電話、FAXなどの各種の伝達手段を用いる。

- （２）利根沼田保健福祉事務所から連絡を受けた沼田利根医師会、沼田利根歯科医師会、沼田利根薬剤師会、市町村は、下記のとおり連絡する。

ア 沼田利根医師会	→ 有床診療所・無床診療所
イ 沼田利根歯科医師会	→ 歯科診療所
ウ 沼田利根薬剤師会	→ 薬局
エ 市町村防災担当課	→ 市町村保健担当課

4 利根沼田地方部保健福祉班について

（１）設置場所

利根沼田保健福祉事務所	
電話：０２７８－２３－２１８５	携帯電話：０９０－２３０６－０１４０
衛星携帯：０７０－４８２５－７２９２（ワイドスターⅡ）	
FAX：０２７８－２２－４４７９	防災電話：４－３１７１－２００
防災FAX（利根沼田行政県税事務所）：４－３１７－６８００	

（注）被災により利根沼田保健福祉事務所での活動ができない場合には、地域災害医療コーディネーターと協議し、次の災害拠点病院を活動拠点とする。

利根中央病院
電話：０２７８－２２－４３２１
衛星携帯：８７０７－７２２８－４１０５（BGAN）
FAX：０２７８－２２－４３９３

（２）構成事務所

利根沼田保健福祉事務所	班長：所長 副班長：保健所長
-------------	-------------------

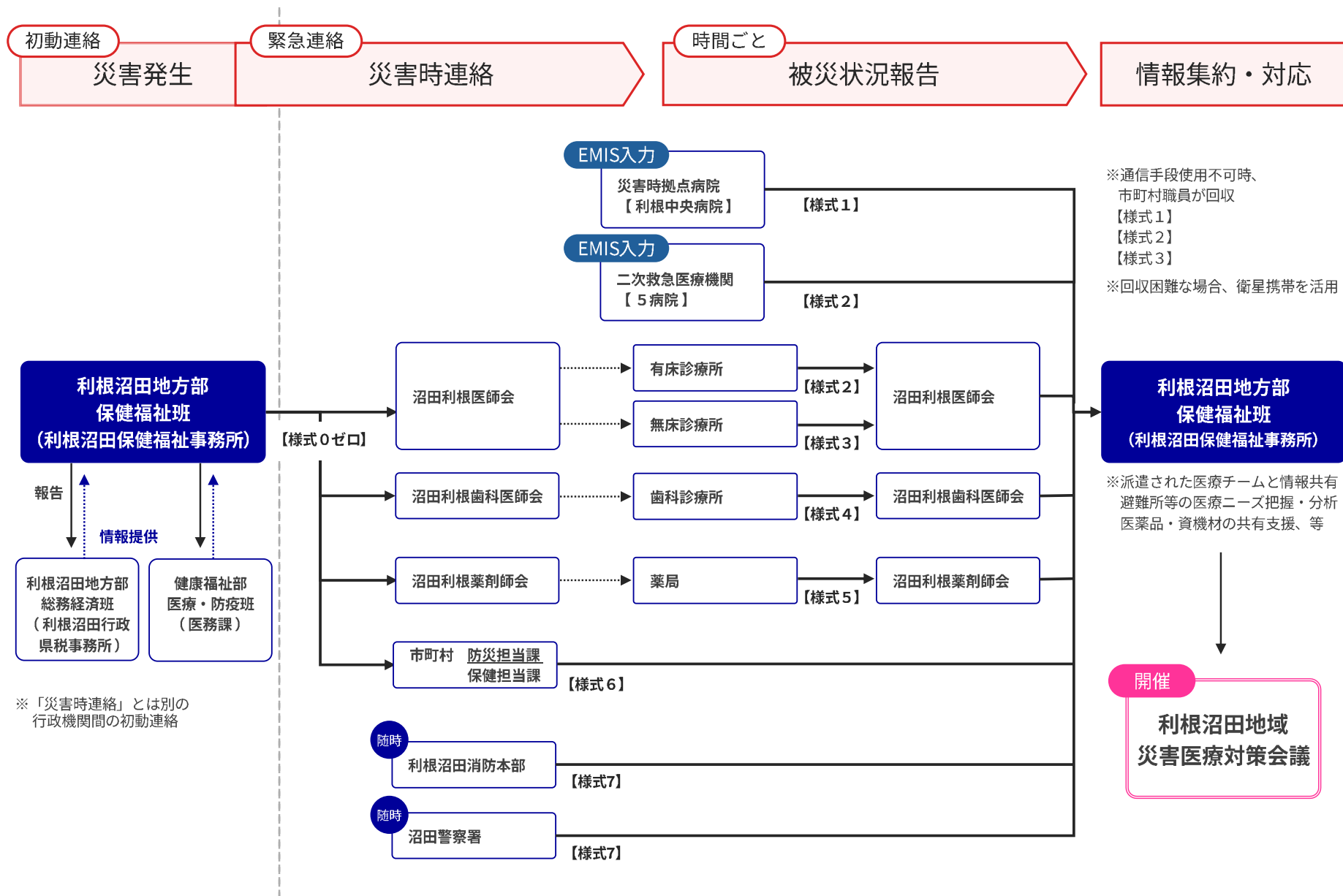
5 関係機関からの被災状況報告について（１） ※報告等は、状況により可能な範囲で行う

		通信手段が使用可能	通信手段が使用できない場合
医療 機関 等	災害拠点病院	①広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に発災直後情報の緊急時入力を行い、その後、院内の被害状況について詳細入力を行う。 ②利根沼田地方部保健福祉班に【様式１】をＦＡＸする。 第１～５報（発災後 ６・１２・２４・３６・４８ 時間） （以後２４時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付）	市町村職員が【様式１】を回収し、利根沼田地方部保健福祉班に持参する。 回収困難な場合は、当所衛星携帯を活用し、情報収集を行う。
	二次救急医療機関	①広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に発災直後情報の緊急時入力を行い、その後、院内の被害状況について詳細入力を行う。 ②利根沼田地方部保健福祉班に【様式２】をＦＡＸする。 第１～４報（発災後 １２・２４・３６・４８ 時間） （以後２４時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付）	市町村職員が【様式２】を回収し、利根沼田地方部保健福祉班に持参する。 回収困難な場合は、当所衛星携帯を活用し、情報収集を行う。
	有床診療所 無床診療所	①【有床診療所】は沼田利根医師会事務局に【様式２】をＦＡＸする。 【無床診療所】は沼田利根医師会事務局に【様式３】をＦＡＸする。 ②沼田利根医師会事務局は、利根沼田地方部保健福祉班にＦＡＸで報告する。 第１報（発災後 ２４時間） （以後２４時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付）	市町村職員が【様式２】【様式３】を回収し、利根沼田地方部保健福祉班に持参する。 （優先順位を考慮し、可能な範囲で） 回収困難な場合は、当所衛星携帯を活用し、情報収集を行う。
	歯科診療所	① 発災後 ２４時間頃、【様式４】により、沼田利根歯科医師会に情報提供する。 ②沼田利根歯科医師会は、利根沼田地方部保健福祉班に情報提供する。 （以後、２４時間ごとに、報告済みの内容に変化があり、必要と判断される場合は情報提供する。）	【様式４】を作成し、通信手段が回復した段階で、左記のとおり報告を行う。 必要に応じ、当所衛星携帯を活用する。
	薬局	①発災後 ２４時間頃、【様式５】により、沼田利根薬剤師会に情報提供する。 ②沼田利根薬剤師会は、利根沼田地方部保健福祉班に情報提供する。 （以後、２４時間ごとに、報告済みの内容に変化があり、必要と判断される場合は情報提供する。）	【様式５】を作成し、通信手段が回復した段階で、左記のとおり報告を行う。 必要に応じ、当所衛星携帯を活用する。

5 関係機関からの被災状況報告について（２） ※報告等は、状況により可能な範囲で行う

市町村		通信手段が使用可能	通信手段が使用できない場合
	防災担当課	①利根沼田地方部保健福祉班に【様式６】をFAXする。 ②第１～４報（発災後 １２・２４・３６・４８ 時間） （以後２４時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付）	【様式６】を利根沼田地方部保健福祉班に持参する。 持参するのが困難な場合は、当所衛星携帯を活用し、情報収集を行う。 なお、大規模災害の場合については、保健福祉事務所からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、被害状況等の把握や連絡調整を行う。 可能な範囲で【様式１】・【様式２】・【様式３】を回収し、利根沼田地方部保健福祉班に持参する。 ※優先順位 １位 病院 ２位 有床診療所 ３位 人工透析設備のある診療所 ４位 避難所・救護所の周辺等の診療所
	保健担当課	①【様式６】について必要な情報を防災担当課に報告する。	
消防本部		①搬送時等に知り得た災害医療対策に必要な情報について、随時、利根沼田地方部保健福祉班に報告する。【様式７】 必要に応じ、当所衛星携帯を活用する。	
警察署		①巡回時等に知り得た災害医療対策に必要な情報について、随時、利根沼田地方部保健福祉班に報告する。【様式７】 必要に応じ、当所衛星携帯を活用する。	

【参考 1】 災害発生時の情報伝達・被災状況報告の流れ



6 利根沼田地域災害医療対策会議について

(1) 会議の開催

利根沼田保健福祉事務所は、地域災害医療コーディネーターに状況報告を行うとともに対応を協議し、利根沼田地域災害医療対策会議を開催する際には各委員に連絡し会議を招集する。

(2) 地域災害医療コーディネーター ※会議委員名簿は本マニュアルp45に掲載

所属	氏名	医療機関名
沼田利根医師会	七五三木 淳 医師	しめぎ整形外科クリニック
災害拠点病院	関原 正夫 医師	利根中央病院

(3) 業務内容【群馬県地域防災計画から災害時の対応を中心に抜粋】

- ・避難所等での医療ニーズの把握・分析
 - ・DMATや医療救護班の受入・派遣調整、救護所の確保
 - ・被災地における医療需給の調整等
- ※県庁医務課、市町村、災害医療コーディネーター等と連携して行う

7 保健福祉事務所の主な活動【群馬県地域災害医療対策指針（Ⅱ 広域災害）】

(1) 急性期(48時間以内)

- ・管内区域内の病院、診療所、薬局等の被災状況の情報収集
→EMISほか各連絡通信手段を用い、必要に応じて現地に職員を派遣
- ・地域災害医療コーディネーターに状況報告
地域災害医療コーディネーターと地域災害医療対策会議の開催時期、活動方針等を協議
- ・災害拠点病院等に対し、収集した情報を提供
- ・地域災害医療対策会議の開催
→地域災害医療コーディネーターと協議の上、関係機関に会議開催を連絡

(2) 亜急性期(48時間～1週間)

- ・医療チームの受入・配置調整等
 - ・地域の医療機関及び薬局の状況を、地域災害医療対策会議に報告
 - ・救護所、避難所等における医療ニーズの把握・分析
 - ・医療チームを救護所、避難所等に配置
 - ・医務課に対して、追加の医療チームの派遣を要請（医療チームが不足する場合）
 - ・派遣された医療チームを、EMIS等を利用して一元的に管理
 - ・健康管理活動（被災者のメンタルヘルス・感染症対策・歯科保健対策等）を実施
- ※地域災害医療対策会議での情報共有、地域災害医療コーディネーターと協議の上で行う

(3) 慢性期(1週間～通常の医療体制に復帰)

- ・医療チームの受入・配置調整等
 - ・医療チームの撤収時期の決定
 - ・医療チーム撤収後、必要とされる医療が確保されるよう調整
- ※地域災害医療対策会議での情報共有、地域災害医療コーディネーターと協議の上で行う

8 局地災害発生時の対応【群馬県地域災害医療対策指針（Ⅲ 局地災害）】

(1) 利根沼田地域災害医療対策会議の開催

局地的に災害が発生したことにより、利根沼田地方部保健福祉班が設置されない場合においても、保健福祉事務所は、必要に応じて利根沼田地域災害医療対策会議を開催するものとする。

(2) 地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療コーディネーターは、県災害医療コーディネーター及び基幹災害拠点病院（前橋赤十字病院）と連携して、多数傷病者の搬送先の調整を行う。

【参考２】各災害サイクルにおける関係機関の役割の概要

機関の名称	急性期	亜急性期	慢性期
	48 時間以内	48 時間～ 1 週間	1 週間～通常の医療体制に復帰するまで
利根沼田保健福祉事務所	○医療支援に必要な情報の収集・整理・提供 ○地域災害医療コーディネーターへ状況報告 ○県医務課へ医療チーム派遣要請 ○関係機関からの支援要請への対応 ○必要に応じて利根沼田地域災害医療対策会議を開催	○医療チームの受入・配置調整 ○医療ニーズの把握・分析 ○追加の医療チームの派遣要請 ○避難所等で保健医療活動	○医療チーム撤収の時期決定 ○地域における医療の確保
地域災害医療 コーディネーター	○被災状況、医療ニーズの把握 ○医療チーム派遣の判断 ○県災害医療コーディネーターとの調整 ○傷病者搬送先の調整	○医療チームの受入・配置調整 ○医療ニーズの把握・分析 ○追加の医療チーム派遣の判断 ○医療救護活動の実施に関する助言	○医療チーム撤収の時期決定 ○地域における医療の確保
災害拠点病院	○中等症、重傷患者の受け入れ、治療		
二次救急医療機関 有床診療所 無床診療所	○軽症、中等症患者の受け入れ、治療		
沼田利根医師会	○軽症患者の受け入れ、治療	○避難所等で傷病者の診察・治療	
沼田利根薬剤師会	○医療機関へ薬剤提供	○避難所等で服薬指導、薬剤管理、調剤業務	
沼田利根歯科医師会		○避難所等で歯科診療・口腔ケア指導	
市町村	○避難所の開設、運営 ○利根沼田保健福祉事務所と協力し医療機関等の被災状況等について情報収集	○避難所等で保健医療活動	
利根沼田消防本部	○災害活動、傷病者の搬送 ○災害活動時等に得た情報について利根沼田保健福祉事務所に提供		
沼田警察署	○災害活動（救出、救護、検死等） ○災害活動時等に得た情報について利根沼田保健福祉事務所に提供		

緊急連絡

令和 年 月 日 時 分 発信

利根沼田地域において多数の傷病者が見込まれる災害
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)が発生し、

県災害対策本部 利根沼田地方部保健福祉班
を設置しました。

災害発生について次のとおり連絡してください。

沼田利根医師会 → 有床診療所・無床診療所
沼田利根歯科医師会 → 歯科診療所
沼田利根薬剤師会 → 薬局
各市町村の防災部門 → 各市町村の保健部門

各関係機関は、「利根沼田地域災害医療対策マニュアル」に従い、被災状況・医療機関情報等の収集活動を実施してください。

各病院は、速やかにEMISの入力を行ってください。また、被災状況について、令和 年 月 日 時までに報告してください。

利根沼田保健福祉事務所長

保健福祉班設置場所

□利根沼田保健福祉事務所

(電話 0278-23-2185 FAX 0278-22-4479)

□利根中央病院

(電話 0278-22-4321 FAX 0278-22-4393)

送付先 利根沼田地方部保健福祉班 御中（災害拠点病院 → 利根沼田保福）

※通信手段使用不可の場合は、市町村職員が回収に伺います。

（状況によっては、伺えない場合もありますので、その場合は、作成のみお願いします。）

災害拠点病院 被災状況報告書

☐ 第1報(発災後 6時間)

☐ 第4報(発災後36時間)

☐ 第2報(発災後12時間)

☐ 第5報(発災後48時間)

☐ 第3報(発災後24時間)

☐ 第 報(以後必要に応じ随時)

1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

2 EMISについて

稼働状況	データ入力状況	備考
使用可能 ・ 一部使用不能 ・ 使用不能	済み ・ 未済	

3 患者・職員の被災状況

患者	死亡： 名	重症： 名	中等症： 名	軽症： 名	行方不明： 名
職員	死亡： 名	重症： 名	中等症： 名	軽症： 名	行方不明： 名

4 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
施設	入院病棟倒壊 またはその恐れ 有・無		医薬品	医薬品・衛生資機材 の不足 有・無	
患者	多数患者の受診 有・無		医療ガス	医療ガスの不足 有・無	
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		エレベーター	使用可能・使用不能	
上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		採血検査	可 ・ 不可	
下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		単純撮影・CT	可 ・ 不可	

5 医療従事者の派遣について(☐ にレでチェック)

☐ 派遣要請

☐ 医師が(名)不足、看護師が(名)不足、派遣を要請します。

☐ 派遣要請を検討中です。

☐ 派遣します

☐ 医師(名)、看護師(名)を派遣できます。

☐ 薬剤師(名)・栄養士(名)・放射線技師(名)・事務職(名)を派遣できます。

☐ 職員の派遣を検討中です。

送付先 利根沼田地方部保健福祉班 御中 (二次救急医療機関 → 利根沼田保福)
沼田利根医師会 御中 (有床診療所 → 沼田利根医師会)
※通信手段使用不可の場合は、市町村職員が回収に伺います。
(状況によっては、伺えない場合もありますので、その場合は、作成のみお願いします。)

病院・有床診療所 被災状況報告書

- ☐ 第1報(発災後12時間)
 ☐ 第3報(発災後36時間)
☐ 第2報(発災後24時間)
 ☐ 第4報(発災後48時間)
☐ 第 報(以後必要に応じ随時)

1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

2 EMISについて(病院のみ)

稼働状況	データ入力状況	備考
使用可能・一部使用不能・使用不能	済み・未済	

3 患者・職員の被災状況

患者	死亡: 名	重症: 名	中等症: 名	軽症: 名	行方不明: 名
職員	死亡: 名	重症: 名	中等症: 名	軽症: 名	行方不明: 名

4 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
施設	入院病棟倒壊またはその恐れ 有・無		医薬品	医薬品・衛生資機材の不足 有・無	
患者	多数患者の受診 有・無		医療ガス	医療ガスの不足 有・無	
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		エレベーター	使用可能・使用不能	
上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		採血検査	可・不可	
下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		単純撮影・CT	可・不可	

5 外来診療について(☐ にレでチェック)

☐ 外来受付
 ☐ 可
 ☐ 不可
 ☐ 検討中

※ 外来受入れ可能の病院のみ回答願います。

- 診療科目 科目
 診療時間 ☐ (~)
 診療条件 ☐ (~)
 診療科目 ☐ 軽易な傷病(トリアージ緑色「軽症群」)
☐ 多少治療の時間がかかっても、生命に危険のないもの(トリアージ黄色「中等症」)
☐ 生命を救うため、直ちに処置が必要なもの(トリアージ赤色「重症群」)
☐ その他 ()

6 入院受入について(☐ にレでチェック)

☐ 入院受入
 ☐ 可
 ☐ 不可
 ☐ 検討中
 病床数 () 床

7 医療従事者の派遣について(☐ にレでチェック)

- ☐ 派遣要請
 ☐ 医師が()名不足、看護師が()名不足、派遣を要請します。
☐ 派遣要請を検討中です。

- ☐ 派遣します
 ☐ 生医師()名、看護師()名を派遣できます。
☐ 薬剤師()名・栄養士()名・放射線技師()名・事務職()名を派遣できます。
☐ 職員の派遣を検討中です。

送付先 沼田利根医師会 御中 (無床診療所 → 沼田利根医師会)

※通信手段使用不可の場合は、市町村職員が回収に伺います。

(状況によっては、伺えない場合もありますので、その場合は、作成のみお願いします。)

無床診療所 被災状況報告書

□第1報(発災後12時間)

□第 報(以後必要に応じ随時)

1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

2 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		採血検査	可・不可	
上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		単純撮影・CT	可・不可	
下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能				

3 外来診療について(□ にレでチェック)

☐ 外来受付☐ 可☐ 不可☐ 検討中

※ 外来受入れ可能の病院のみ回答願います。

診療科目 科目

診療時間 ☐ (~)診療条件 ☐ (~)

- 診療科目 ☐ 軽易な傷病(トリアージ緑色「軽症群」)
- ☐ 多少治療の時間がかかっても、生命に危険のないもの(トリアージ黄色「中等症」)
- ☐ 生命を救うため、直ちに処置が必要なもの(トリアージ赤色「重症群」)
- ☐ その他 ()

4 医療従事者の派遣について(□ にレでチェック)

☐ 派遣要請☐ 医師が(名)不足、看護師が(名)不足、派遣を要請します。☐ 派遣要請を検討中です。☐ 派遣します☐ 生医師(名)、看護師(名)を派遣できます。☐ 薬剤師(名)・栄養士(名)・放射線技師(名)・事務職(名)を派遣できます。☐ 職員の派遣を検討中です。

5 傷病者の来院状況、その他特記事項等お書きください。

送付先 沼田利根歯科医師会 御中 (歯科診療所 → 沼田利根歯科医師会)

歯科診療所 被災状況報告書

☐ 第1報(発災後12時間)

☐ 第 報(以後必要に応じ随時)

1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

2 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能	
			ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	

3 外来診療について(☐ にレでチェック)

☐ 外来受入

☐ 可

☐ 不可

☐ 検討中

※外来受入可能の診療所のみ回答願います。

診療時間 (~)

4 巡回指導について(☐ にレでチェック)

☐ 避難所等への巡回診療

☐ 可

☐ 不可

☐ 検討中

5 傷病者の来院状況、その他特記事項等お書きください。

送付先 沼田利根薬剤師会 御中 (薬局 → 沼田利根薬剤師会)

薬局 被災状況報告書

☐ 第1報(発災後12時間)

☐ 第 報(以後必要に応じ随時)

1 薬局

薬局名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

2 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能	
			ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	

3 営業について(☐ にレでチェック)

☐ 通常営業

☐ 可

☐ 不可

☐ 検討中

※営業可能の薬局のみ回答願います。

営業時間 (~)

4 避難所当への服薬指導のための巡回指導について(☐ にレでチェック)

☐ 避難所への服薬指導のための巡回指導

☐ 可

☐ 不可

☐ 検討中

5 傷病者の来院状況、その他特記事項等お書きください。

送付先 利根沼田地方部保健福祉班 御中

(市町村

→ 利根沼田保福)

市・町・村 被災状況報告書

☐ 第1報(発災後12時間)☐ 第2報(発災後24時間)☐ 第3報(発災後36時間)☐ 第4報(発災後48時間)☐ 第 報(以後必要に応じ随時)

報告日時		年 月 日			午前・午後 時 分	
報告者		所属			氏名	
避難所	名称	場所	避難人数	体調不良者	健康調査の実施の有無	その他(特記事項等)
	1		人	人	有・無	
	2		人	人	有・無	
	3		人	人	有・無	
	4		人	人	有・無	
	5		人	人	有・無	
	6		人	人	有・無	
	7		人	人	有・無	
救護所	名称	場所	救護班の派遣活動状況		救護班等の派遣要請の有無等 その他(特記事項等)	
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
その他特記事項						

注) 記入しきれない場合には、様式6 別紙に記入願います。

【様式6 別紙】

市・町・村 被災状況報告書

第 報

報告日時		年 月 日			午前・午後 時 分	
報告者		所属			氏名	
避難所	名称	場所	避難人数	体調不良者	健康調査の実施の有無	その他 (特記事項等)
	8		人	人	有・無	
	9		人	人	有・無	
	10		人	人	有・無	
	11		人	人	有・無	
	12		人	人	有・無	
	13		人	人	有・無	
	14		人	人	有・無	
	15		人	人	有・無	
	16		人	人	有・無	
	17		人	人	有・無	
	18		人	人	有・無	
	19		人	人	有・無	
20		人	人	有・無		
救護所	名称	場所	救護班の派遣活動状況		救護班等の派遣要請の有無等 その他(特記事項等)	
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
その他特記事項						

送付先 利根沼田地方部保健福祉班 御中 (警察・消防 → 利根沼田保福)

市・町・村 被災状況報告書

警察・消防 被災状況報告書

(作成済みの他の様式による報告も可)

報告日時	年 月 日	午前・午後 時 分
報告者	所属	氏名
(通行止め等交通情報) (危険地帯情報等) 道路 橋 建物 その他		
その他		

Ⅲ 各種連絡先等

1 県災害対策本部 健康福祉部 医療・防疫班

所属	所在地	連絡先		
医務課	前橋市大手町 1-1-1	電話 027-226-2534 fax 027-223-0531	E メール imuka@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-3001-2530 衛星携帯 080-8707-2424 (ワイドスターⅡ)
※防災電話番号の「4」は、利根沼田振興局庁舎からかける場合は「61」(地上系)又は「62」(衛星系)、同庁舎以外からかける場合は「4」(地上系)又は「5」(衛星系)。				

2 県災害対策本部 地方部 (現地災害対策本部)

名称	所在地	連絡先		
(総務経済班) 利根沼田行政県税事務所	沼田市薄根町 4412	電話 22-4338 fax 24-3306	E メール 1 tonegyou@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-3171-101 防災 fax 4-317-6800 防災電話(車載) 4-300-8346
(保健福祉班) 利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町 4412	電話 23-2185 fax 22-4479 携帯 090-2306-0140	E メール 1 tonehofuku-kifukusi@pref.gunma.lg.jp E メール 2 携帯ショートメール	防災電話 4-3171-200 衛星携帯 070-4825-7292 (ワイドスターⅡ)
(環境森林班) 利根沼田環境森林事務所	沼田市薄根町 4412	電話 22-4481 fax 23-0409 携帯 090-2621-7321	E メール 1 tonekan@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-3171-161 防災電話(車載) 4-300-8347
(農業班) 利根沼田農業事務所	沼田市薄根町 4412	電話 23-0188 fax 23-4597	E メール 1 tonenou@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-3171-300
(県土整備班) 沼田土木事務所	沼田市薄根町 4412	電話 24-5511 fax 24-9943 携帯 090-2665-9477 (水防携帯)	E メール 1 numatado@pref.gunma.lg.jp E メール 2 numad080108@docomo.ne.jp (水防携帯)	防災電話 4-3171-433 防災電話(車載) 4-300-8348(フォレスト) 防災電話(車載) 4-300-8349(エキスパート)
(教育班) 利根教育事務所	沼田市薄根町 4412	電話 23-0165 fax 23-0180	E メール 1 tonekyou@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-3171-500

※防災電話番号の「4」は、利根沼田振興局庁舎からかける場合は「61」(地上系)又は「62」(衛星系)、同庁舎以外からかける場合は「4」(地上系)又は「5」(衛星系)。

3 市町村

※ 防災電話・fax 衛星経由は「5」、振興局からは「61」、「62」(衛星経由)

市町村	課名	所在地	連絡先		
沼田市	地域安全課	下之町 888	電話 23-2111 fax 23-2205	E メール shobo@city.numata.lg.jp	防災電話 4-405-6300 防災 fax 4-405-6800
	健康課	下之町 888	電話 23-2111 fax 24-5179	E メール kenkou@city.numata.lg.jp	
片品村	総務課	鎌田 3967-3	電話 58-2111 fax 58-2110	E メール soumu@vill.katashina.lg.jp	防災電話 4-437-6300 防災 fax 4-437-6800
	保健福祉課 (片品村健康管理センター)	鎌田 3967	電話 58-4040 fax 58-4026	E メール hoken@vill.katashina.lg.jp	
川場村	総務課	谷地 2390-2	電話 52-2111 fax 52-2333	E メール kosuge-yu@vill.kawaba.lg.jp	防災電話 4-438-6300 防災 fax 4-438-6800
	健康福祉課	谷地 2390-2	電話 52-2111 fax 52-2333	E メール kato-a@vill.kawaba.lg.jp	
昭和村	総務課	糸井 388	電話 24-5111 fax 24-5254	E メール t-fuse@vill.gunma-showa.lg.jp	防災電話 4-440-6300 防災 fax 4-440-6800
	健康福祉課	糸井 388	電話 24-5111 fax 24-5254	E メール k-takasi@vill.gunma-showa.lg.jp	
みなかみ町	総務課	後閑 318	電話 25-5002 fax 62-2291	E メール bousai@town.minakami.lg.jp ※ 衛星携帯 (ワ)は、ワイドスター	防災電話 4-441-6300 防災 fax 4-441-6800 衛星携帯 本所 080-9530-2505 (ワ) 本所予備 080-7850-3712 (ワ)
	子育て健康課	後閑 318	電話 62-2527 fax 62-6610	E メール k-hagiwara@town.minakami.lg.jp	

※防災電話番号の「4」は、利根沼田振興局庁舎からかける場合は「61」(地上系)又は「62」(衛星系)、同庁舎以外からかける場合は「4」(地上系)又は「5」(衛星系)。

4 病院(管内)

名称	所在地	連絡先		
(利根保健生活協同組合) 利根中央病院	沼田市沼須町 910-1	電話 22-4321 fax 22-4393	E メール kiyomi.igarashi@tonehoken.or.jp	衛星携帯 870-772284105 (BGAN)
(社会医療法人輝城会) 沼田脳神経外科循環器科病院	沼田市栄町 8	電話 22-5052 fax 22-5469	E メール numata-nouge_rep@kijokai.or.jp	
(医療法人大誠会) 内田病院	沼田市久屋原町 345-1	電話 23-1231 fax 24-5315	E メール ijika@taiseikai-group.com	
(医療法人社団ほたか会) 群馬パース病院	川場村生品 1861	電話 52-2141 fax 52-3588	E メール soumu@hotaka.or.jp	
(医療法人パテラ会) 月夜野病院	みなかみ町真庭 316	電話 62-2011 fax 62-2013	E メール tukiyono@moon-hp.or.jp	
(医療法人高德会) 上牧温泉病院	みなかみ町石倉 198-2	電話 72-5858 fax 72-5857	E メール koutokukai@kamimoku-spa-hp.com	

5 有床診療所(管内)

名称	所在地	連絡先		
久保産婦人科	沼田市高橋場町 2031-4	電話 23-1360 fax 24-1466		
白根クリニック	沼田市薄根町 3300-1	電話 24-1701 fax 24-1709		
角田外科医院	沼田市上原町 1555-3	電話 22-4936 fax 22-1516		

6 医師会、歯科医師会、薬剤師会

名称	所在地	連絡先		
沼田利根医師会	沼田市上原町 1801-68	電話 23-2058 fax 23-3591	E メール 1 of_numa@mail.gunma.med.or.jp(代表) E メール 2 numatatone.med010@gmail.com (災害担当理事)	衛星携帯 8816-2342-0116 (イリジウム)
沼田利根歯科医師会	沼田クリニック (沼田市栄町 61-3)	電話 30-3003 fax 30-3003 携帯 090-4794-0974	E メール 1 feyaji@hotmail.com E メール 2 tetsuya.yajima@kijokai.or.jp	
沼田利根薬剤師会	尾瀬薬局 (片品村鎌田 3946-26)	電話 25-3081 fax 25-3082	E メール 1 xmukkux1@kmj.biglobe.ne.jp E メール 2 mu9@docomo.ne.jp	

7 消防

名称	所在地	連絡先		
利根沼田広域消防本部	沼田市高橋場町 2049-1	電話 22-0119 fax 22-5428	E メール 1 fd-tonuma119@space.ocn.ne.jp	衛星携帯 090-4812-0223 (ワイドスターⅡ) 防災電話 4-494-6304 防災 fax 4-494-6800

8 警察

名称	所在地	連絡先		
沼田警察署	沼田市上原町 1738-1	電話 22-0110 fax 24-9402 携帯 090-4674-6086	警備課	衛星携帯 080-8443-5108

9 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所(令和8年4月現在)

【凡例】								
・地震:●震度5強以上で開設 ※状況に置応じて開設判断								
・洪水:●避難情報の発令時に開設 ×洪水浸水想定区域内のため開設しない避難所 ※状況に応じて開設判断								
・土砂:●避難情報の発令時に開設 ×土砂災害危険区域内のため開設しない避難所 ※状況に応じて開設判断								

沼田市 指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)・指定避難所(災害対策基本法第49条の7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所との重複	福祉避難所との重複
1	旧沼田女子高等学校	東倉内町753-3	23-1313	※	※	※	指定避難所	
2	沼田公園広場	西倉内町594		※	※	※		
3	沼田小学校	西倉内町746	22-2063	※	※	※	指定避難所	
4	沼田北小学校	高橋場町4898	24-4123	※	※	※	指定避難所	
5	沼田東小学校	東原新町1801-1	23-1118	※	※	※	指定避難所	
6	沼田中学校	東原新町1801-1	23-1116	※	※	※	指定避難所	
7	沼田高等学校	西原新町1510	23-1313	※	※	※	指定避難所	
8	谷川ライビングスクール	薄根町3348		※	※	※		
9	薄根町公民館	薄根町3489-1	23-2111	※	×	※	指定避難所	
10	沼田西中学校	薄根町3580		※	×	※		
11	下町第一児童公園	薄根町4108-1		※	※	※		
12	群馬県利根沼田振興局	薄根町4412		×	※	※		
13	(株)サンパウ	薄根町4470-1		※	※	※		
14	沼田南中学校	戸鹿野町726	23-5557	※	※	※	指定避難所	
15	利南地区コミュニティセンター	上沼須町197	22-2066	※	※	※	指定避難所	
16	沼田東中学校	横塚町1118	22-2472	※	※	※	指定避難所	
17	升形小学校	栄町141	22-3107	※	※	※	指定避難所	
18	利根実業高等学校	栄町165-2	23-1131	※	※	※	指定避難所	
19	池田地区コミュニティセンター	発知新田町530-3	23-9851	※	※	※	指定避難所	
20	池田小学校	発知新田町533	23-9320	※	※	※	指定避難所	
21	池田中学校	発知新田町533	23-9330	※	※	※	指定避難所	
22	薄根地区コミュニティセンター	下沼田町733-1	22-3160	※	※	※	指定避難所	
23	沼田市ふれあい福祉センター	白岩町189-11	23-3497	※	×	※	指定避難所	
24	運動公園	碓田町626		※	×	※		
25	薄根小学校	善桂寺町32	22-2891	※	※	※	指定避難所	
26	薄根中学校	善桂寺町40	22-3180	※	※	※	指定避難所	
27	川田小学校	下川田町540	22-3056	※	※	※	指定避難所	
28	川田地区コミュニティセンター	下川田町乙798	22-2009	※	※	※	指定避難所	
29	川田運動広場	下川田町1455-1		※	※	※		
30	白沢地区コミュニティセンター	白沢町高平1	53-2291	※	※	※		
31	白沢中学校	白沢町高平75-1	53-2009	※	※	※	指定避難所	
32	白沢小学校	白沢町高平94	53-2151	※	※	※	指定避難所	

33	高平集会所	白沢町高平274	23-2111	※	※	※	指定避難所	
34	利根小学校	利根町追貝93	25-8172	※	※	※	指定避難所	
35	利根中学校	利根町追貝334		※	※	×		
36	追貝上組集会所	利根町追貝711		※	※	※		
37	追貝地区コミュニティーセンター	利根町追貝835		※	※	※		
38	平川上組コミュニティーセンター	利根町平川190		※	※	※		
39	平川集落センター	利根町平川781		※	※	※		
40	旧平川小学校	利根町平川839	56-2009	※	※	※	指定避難所	
41	伊香原地区集会所	利根町平川1426		※	※	※		
42	利根第6生活改善センター	利根町平川1809-1		×	※	※		
43	利根第5生活改善センター	利根町大楊336		×	※	×		
44	高戸谷地区集会所	利根町高戸谷439	23-2111	※	※	※	指定避難所	
45	老神集会所	利根町老神277		※	※	※		
46	利根観光会館	利根町老神607-1	56-3013	※	※	※	指定避難所	
47	大原集会所	利根町大原4-1	23-2111	※	※	※	指定避難所	
48	利根園原ふれあい屋内運動場	利根町園原701-3	23-2111	※	※	※	指定避難所	
49	園原地区集会所	利根町園原766-1		※	※	×		
50	利根第4生活改善センター	利根町穴原45	23-2111	×	※	※	指定避難所	
51	旧根利小中学校	利根町根利769-2		※	※	×		
52	根利集会所	利根町根利906-1	23-2111	※	※	※	指定避難所	
53	南郷集会所	利根町日影南郷69-2		×	※	×		
54	旧南郷小学校	利根町日影南郷335-1		※	※	×		
55	青木多目的研修施設	利根町青木543		×	※	※		
56	利根第3生活改善センター	利根町輪組169	53-2980	×	※	※	指定避難所	
57	輪久原集会所	利根町輪組683-1	53-2981	※	※	※	指定避難所	
58	多那地区コミュニティーセンター	利根町多那696-8		※	※	※		
59	旧多那小中学校	利根町多那732	23-2111	※	※	※	指定避難所	
60	多那婦人の家	利根町多那2544	23-2111	×	※	※	指定避難所	
61	二本松多目的集会施設	利根町二本松110-1	23-2111	※	※	※	指定避難所	

沼田市 指定避難所(災害対策基本法第49条の7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	市立図書館	西倉内町821-1	22-0550	※	※	※		
2	利根沼田文化会館	上原町1801-2	24-2935	※	※	※		
3	ZACROS アリーナぬまた(沼田市民体育館)	東原新町1801-1	24-9444	※	※	※		
4	サンワ沼田武道館(沼田市武道館)	東原新町1801-40	25-8840	※	※	※		
5	下町住民センター	榛名町4166-1	23-2111	※	●	※		
6	利根柔剣道場	利根町追貝399-1	23-2111	※	※	※		
7	尾瀬高等学校	利根町平川1406	56-2310	※	※	※		

沼田市 福祉避難所(災害対策基本法施行令第 20 条の 6)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	障害者生活支援センター「はーもにー」	上原町1801-66	25-8736	※	※	※		
2	沼田特別支援学校	東原新町1801-1	30-3030	※	※	※		
3	沼田市保健福祉センター	東原新町1801-72	22-1990	※	※	※		
4	特別養護老人ホーム「とね虹の里」	東原新町1855-1	25-8618	※	※	※		
5	特別養護老人ホーム「菜の花館本町通り」	上之町1149	22-5551	※	※	※		
6	特別養護老人ホーム「まごころ」	戸鹿野町375-1	22-8811	※	※	※		
7	特別養護老人ホーム「くやはら」	久屋原町414-1	25-9292	※	※	※		
8	特別養護老人ホーム「ききょうの里」	横塚町957-2	23-8831	※	※	※		
9	沼田市白沢創作館	白沢町平出135	53-2722	※	※	※		
10	利根保健福祉センター	利根町大楊1085-3	56-4601	※	※	※		

片品村 指定緊急避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4)・指定避難所(災害対策基本法第 49 条の 7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所 との重複	福祉避難所 との重複
1	片品村文化センター	鎌田3982	58-4577	●	●	●	指定避難所	
2	旧武尊根小学校体育館	摺淵307	58-2043	●	●	●	指定避難所	
3	花咲農業者トレーニングセンター(体育館)	花咲2153-1		●	●	●	指定避難所	
4	東小川体育館	東小川3017	58-4495	●	●	●	指定避難所	
5	健康増進施設越本トレーニングセンター(体育館)	越本2262		●	×	×	指定避難所	
6	旧片品北小学校体育館	土出1953	58-7303	●	×	×	指定避難所	
7	尾瀬ふらり館	戸倉736-1	58-7263	●	●	●	指定避難所	
8	片品中学校体育館	鎌田4476	58-2019	●	●	●	指定避難所	
9	片品小学校体育館	鎌田3952-1	58-3126	●	●	●	指定避難所	

片品村 福祉避難所(災害対策基本法施行令第 20 条の 6)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	片品村健康管理センター	鎌田3967	58-4020	●				
2	特別養護老人ホーム桜花苑	摺淵340	58-4010	●	●	●		

川場村 指定緊急避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所 との重複	福祉避難所 との重複
1	川場村文化会館	谷地2409-1	52-3458	※	×	×		
2	川場村体育館	谷地2388-1	52-2241	※	×	×		
3	道の駅川場田園プラザ	萩室385	52-3711	※	×	×		
4	ホテル田園プラザ(農林漁業体験実習館・やすらぎの家・担い手研修施設)	谷地2419	52-2241	※	×	×		

川場村 指定避難所(災害対策基本法第 49 条の 7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	門前集会場	門前762-1	-	※	×	×		
2	谷地多目的集会施設	谷地349-1	52-2558	※	※	※		
3	川場小学校	谷地2402	52-2021	※	×	×		
4	川場中学校	谷地2494	52-2331	※	※	×		
5	川場湯原集会場	川場湯原455-1	-	※	×	×		
6	中野集会場	中野145-1	52-2168	※	×	※		
7	萩室集会場	萩室273-3	52-2544	※	×	×		
8	立岩集会場	立岩76-4	52-2947	※	×	×		
9	生品多目的集会施設	生品1103	52-2440	※	×	×		
10	天神集会場	天神421	-	※	×	×		

川場村 福祉避難所(災害対策基本法施行令第 20 条の 6)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	保健センター	谷地2410-1	52-3280	※	×	×		
2	川場村デイサービスセンター	谷地3806-1	50-1122	※	×	×		

昭和村 指定緊急避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4)・指定避難所(災害対策基本法第 49 条の 7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所 との重複	福祉避難所 との重複
1	永井住民センター	川額3179		●	●	×	指定避難所	
2	入原住民センター	川額1226-2		●	●	●	指定避難所	
3	昭和村南小学校体育館	川額115	24-6002	●	●	●	指定避難所	福祉避難所
4	昭和村社会体育館	森下895	24-6045	●	●	×	指定避難所	
5	昭和村中学校体育館	椋久保488-1	23-7321	●	×	×	指定避難所	福祉避難所
6	昭和村公民館	糸井405-1	24-5120	●	●	●	指定避難所	
7	昭和村東小学校体育館	糸井1287	22-2516	●	●	●	指定避難所	福祉避難所
8	貝野瀬構造改善センター	貝野瀬1131-1	24-8163	●	●	●	指定避難所	
9	生越スポーツ交流施設	生越396		●	●	●	指定避難所	
10	昭和村大河原小学校体育館	糸井5455-354	24-7166	●	●	●	指定避難所	福祉避難所
11	追分住民センター	糸井6652		●	●	●	指定避難所	
12	赤谷住民センター	糸井6435		●	●	●	指定避難所	
13	赤城原区民館	赤城原836-5	24-7002	●	●	●	指定避難所	

昭和村 指定緊急避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4)・指定避難所(災害対策基本法第 49 条の 7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所 との重複	福祉避難所 との重複
14	松ノ木平第1住民センター	赤城原1285-1		●	●	●	指定避難所	
15	松ノ木平第2住民センター	川額3600-31		●	●	●	指定避難所	

昭和村 福祉避難所(災害対策基本法施行令第20条の6)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	昭和村ふれあい館	糸井624	30-2121	●	●	●		
2	昭和村デイサービスセンター	糸井624	20-1126	●	●	●		
3	昭和村総合福祉センター 昭和の湯	糸井624	20-1126	●	●	●		
4	昭和村第一保育園	糸井1757-1	22-2331	●	●	●		
5	昭和村第二保育園	赤城原785	24-7003	●	●	●		
6	昭和村在宅重度心身障害者等デイサービスセンター燦	貝野瀬813	23-6155	●	●	●		
7	特別養護老人ホーム菜の花館	糸井1757-311	30-3331	●	●	●		
8	小規模多機能ホームゆずりは	糸井840-5	25-8431	●	×	●		
9	有料老人ホームゆずりは	糸井2277-1	25-4526	●	●	×		

みなかみ町 指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)・指定避難所(災害対策基本法第49条の7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所との重複	福祉避難所との重複
1	古馬牧小学校	後閑1064	62-2414	※	※	※	指定避難所	
2	大中島公園	後閑字大中島敷地内		×	※	※		
3	中央公民館	後閑321-1	25-5025	※	●	×	指定避難所	
4	月夜野多目的広場	後閑38		※	×	※		
5	月夜野南部体育館	政所463-1	62-1590	※	※	※	指定避難所	
6	月夜野南部運動広場	政所933-1 地内		※	×	※		
7	真政河原児童公園	政所1021		※	×	※		
8	月夜野総合公園(野球場)	下津字沼田地先		※	×	※		
9	月夜野総合公園(多目的運動広場)	下津字沼田地先		※	×	※		
10	月夜野総合公園(ゲートボール場)	下津字沼田地先		※	×	※		
11	月夜野総合公園(ターゲットパードゴルフ場)	下津字沼田地先		※	×	※		
12	月夜野名胡桃体育館	上津1244		×	※	※		
13	月夜野総合公園(人工芝ホッケー場)	月夜野143地先		※	×	※		
14	みなかみ中学校	月夜野80	62-1605	※	×	※	指定避難所	
15	つきよのこども園	月夜野464	25-8400	※	※	※		
16	桃野小学校	月夜野583	62-2416	※	※	×	指定避難所	
17	利根商業高等学校	月夜野591	62-2116	※	※	×	指定避難所	
18	月夜野総合体育館	月夜野135-3	62-2461	※	×	※	指定避難所	
19	月夜野農村環境改善センター	月夜野938-1	62-3352	※	※	※	指定避難所	
20	蟹杵児童公園	月夜野3272-4		※	×	※		
21	月夜野矢瀬親水公園	月夜野2936		※	※	※		
22	小川多目的集会場	小川460-2	62-3486	※	※	※	指定避難所	
23	小和知公民館	小川3811-1		×	※	×	指定避難所	
24	月夜野北小学校	上牧880	72-3352	※	※	×	指定避難所	
25	みなかみ町カルチャーセンター	上牧1735	20-4040	※	●	●	指定避難所	福祉避難所
26	上牧公民館	上牧1715	72-4833	※	※	※	指定避難所	

27	月夜野北部体育館	上牧1735	20-4040	×	※	※		
----	----------	--------	---------	---	---	---	--	--

みなかみ町 指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)・指定避難所(災害対策基本法第49条の7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所 との重複	福祉避難所 との重複
28	月夜野北部運動広場	上牧1821-1		※	×	※		
29	下牧公民館	下牧682-1	62-6416	※	※	×	指定避難所	
30	ヒルトップならまた	藤原字洗ノ沢	75-2511	※	※	※	指定避難所	
31	坂東会館	藤原5817-3	75-2454	×	※	×	指定避難所	
32	国民休養施設	藤原6000		※	※	×	指定避難所	
33	藤原小学校	藤原3491	75-2103	●	●	×	指定避難所	福祉避難所
34	藤原湖畔公園(蟹掛)	藤原字蟹掛地内		※	×	※		
35	藤原湖畔公園(西)多目的広場	藤原字西地内		※	×	※		
36	藤原湖畔公園(横山)多目的広場	藤原字横山地内		※	×	※		
37	水上農業者トレーニングセンター(北部)	藤原4053		※	※	※		
38	粟沢会館	粟沢262-1	72-8545	×	※	※	指定避難所	
39	水上農林漁業者等健康増進施設(中部)	綱子165-1		※	※	×	指定避難所	
40	旧幸知小学校(校庭)	幸知101		※	※	×		
41	湯桧曽公園	湯桧曽215-3		※	×	×		
42	水上中部コミュニティセンター	大穴270-4		※	※	※	指定避難所	
43	大穴多目的広場	大穴270		※	※	※		
44	鹿野沢会館	鹿野沢98	72-3653	×	※	※	指定避難所	
45	小日向林業集会所	小日向473	72-6161	×	※	×	指定避難所	
46	高日向会館	高日向96-3	72-3674	※	※	※	指定避難所	
47	寺間運動公園(野球場)	寺間479-5		※	※	※		
48	寺間運動公園(サッカー場)	寺間479-5		※	※	※		
49	水上農業者等健康増進施設(南部)	川上402-1	72-4944	×	※	※	指定避難所	
50	活性化センター(水紀行館)	湯原1681-1		※	×	×		
51	水産学習館(水紀行館)	湯原1681-1		※	×	×		
52	みなかみ町駐車場(湯原)	湯原1681-1		※	×	×		
53	水上公民館	湯原441	72-3707	×	※	※		
54	水上社会体育館	湯原441	72-3707	×	●	●	指定避難所	
55	水上小学校	湯原222	72-2124	※	※	×	指定避難所	福祉避難所
56	旧水上小学校	湯原968		※	※	×		
57	みなかみ町高齢者婦人センター	阿能川1059-1	72-8707	※	※	※	指定避難所	
58	湯テルメ谷川	谷川514-12	72-2619	※	※	×		
59	永井宿郷土館	永井452-1	66-1343	※	※	※	指定避難所	
60	猿ヶ京多目的集会施設	猿ヶ京温泉254	66-1346	※	※	×	指定避難所	
61	猿ヶ京温泉交流公園(まんてん星の湯)	猿ヶ京温泉1150-1	66-1126	※	※	※		
62	赤谷公民館	相俣2173	66-1411	×	※	×	指定避難所	
63	旧猿ヶ京小学校	相俣1744-15		※	※	×	指定避難所	
64	新治農村環境改善センター	湯宿温泉2272-49		※	×	×	指定避難所	

65	新治高齢者会館	須川1346-3	64-1035	※	×	※	指定避難所	
66	新治中央運動公園(野球場)	須川1362-1	64-2388	※	×	×		
67	新治中央運動公園(多目的広場)	須川1362-1	64-2388	※	×	※		
68	新治中央運動公園(テニスコート)	須川1362-1	64-2388	※	×	×		
69	新治 B&G 海洋センター	須川1275-1	64-2388	※	×	×		
70	農林漁業体験実習館(豊楽館)	須川847	64-2210	※	※	※		
71	にいほるこども園	須川774-1	64-0931	※	●	●	指定避難所	福祉避難所
72	入須川社会体育館	入須川1924		※	※	×	指定避難所	
73	農村交流公園(遊神館)	入須川378	64-2626	※	※	×		
74	新治公民館(新治支所)	布施365	64-0111	×	●	×		
75	旧新治中学校	布施238	64-0351	※	×	※	指定避難所	

みなかみ町 指定緊急避難場所(災害対策基本法第 49 条の 4)・指定避難所(災害対策基本法第 49 条の 7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所 との重複	福祉避難所 との重複
76	新治小学校	新巻208	64-0023	※	※	×	指定避難所	福祉避難所
77	みなかみフルーツランドモギトーレ	新巻5-10	64-2800	※	※	※		
78	下羽場多目的集会施設	羽場139-3		※	×	×	指定避難所	
79	師田集会所	師田183-1		※	※	※	指定避難所	

みなかみ町 指定避難所(災害対策基本法第 49 条の 7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂		
1	後閑公民館	後閑1244-7	62-6670	※	※	※		
2	師公民館	師473-1	62-6116	※	※	※		
3	真政公民館	政所753-1	62-6270	※	※	※		
4	小川島公民館	下津1314-1		※	※	※		
5	南区集落センター	下津451-6	62-6890	※	※	×		
6	竹改戸交流センター	下津4343-4	62-1402	※	※	×		
7	中村集落センター	下津2419	62-6411	※	※	×		
8	下区集落センター	上津2019-1	62-3455	※	※	※		
9	上区多目的集会施設	上津1437-1	62-1747	※	※	※		
10	月夜野会館	月夜野581-11	62-3446	※	※	※		
11	上組公民館	月夜野1777-2		※	※	※		
12	刈尻公民館	小川2307-12		※	※	※		
13	和名中公民館	小川2669		※	※	※		
14	下石倉多目的施設	石倉718-4		※	※	※		
15	上石倉多目的集会施設	石倉209-1		※	※	※		
16	大沼公民館	大沼145-1		※	※	×		
17	奈女沢集会場	奈女沢146-1		※	※	×		
18	ネイチャービュー矢木沢	藤原字矢木沢	75-2081	※	※	※		
19	水上北部改善センター	藤原2254-3	75-2543	※	※	×		
20	平出会館	藤原796		※	※	×		

21	水上中部生活改善センター	綱子106-1		※	※	×		
22	幸知会館	幸知205-1		※	※	×		
23	湯桧曾会館	湯桧曾147	72-5879	※	×	×		
24	大穴会館	大穴431-2		※	※	×		
25	寺間会館	寺間325	72-6923	※	※	※		
26	ノルン水上スキー場	寺間479-139	72-6688	※	※	※		
27	小仁田会館	小仁田259-1		※	※	※		
28	水上南部生活改善センター	川上169外	72-8450	※	※	※		
29	湯原会館	湯原636-1	72-5343	※	※	※		
30	阿能川林業集会所	阿能川551-1		※	※	×		
31	谷川会館	谷川514-4		※	※	※		
32	吹路多目的集会施設	吹路295	66-1348	※	※	×		
33	相俣公民館	相俣14	66-1340	※	※	※		
34	浅地多目的集会施設	相俣1291-1		※	※	×		
35	湯宿生活改善センター	湯宿温泉600-1	64-1374	※	※	×		
36	笠原生活改善センター	須川1613	64-1358	※	※	×		
37	須川宿会館	須川780	64-1039	※	※	※		
38	谷地公民館	須川343-1		※	※	×		
39	東峰会館	東峰7	64-1055	※	※	※		
40	恋越公民館	西峰須川1417		※	※	×		
41	入須川公民館	入須川1827		※	※	×		

みなかみ町 指定避難所(災害対策基本法第49条の7)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所との重複	福祉避難所との重複
42	塩原集会所	西峰須川449-1		※	※	※		
43	布施農事研修所	布施1629-4	64-1057	※	×	×		
44	布施宿会館	布施290	64-1054	※	※	※		
45	池の原多目的集会施設	新巻1246	64-1979	※	※	×		
46	今宿生活改善センター	新巻111-3	64-1038	※	×	※		
47	下新田公民館	新巻甲479		※	※	※		
48	上羽場集会所	羽場1848	64-1488	※	※	×		
49	花の木公民館	羽場1494	64-1068	※	※	※		
50	廻戸公民館	羽場812-4		※	×	※		

みなかみ町 福祉避難所(災害対策基本法施行令第20条の6)

	名称	所在地	電話	地震	洪水	土砂	指定避難所との重複	福祉避難所との重複
1	みなかみ町保健福祉センター	月夜野118	62-0081	※	×	※		
2	水上デイサービスセンター	阿能川1059-1	72-4524	※	※	※		
3	みなかみ町福祉センター	新巻301-1	64-2366	※	×	※		

10 ヘリポート適地(令和8年4月現在)

沼田市

	名称	所在地	電話	備考
1	沼田市運動公園	硯田町 626	電話23-2111	
2	沼田公園広場	西倉内町 594	電話23-2111	
3	白沢農民広場	白沢町高平 105	電話23-2111	
4	千鳥河川公園	利根町平川地内	電話56-2111	
5	利根川河川広場	薄根町地内		
6	旧根利小・中学校グラウンド	利根町根利地内	電話23-2111	
7	利根藺原球技場	利根町園原地内	電話23-2111	
8	利根南部山村広場	利根町輪組888-4	電話23-2111	
9	利根老神多目的広場	利根町老神361	電話23-2111	
10	沼須下河原運動広場	沼須町 910-1 先		
11	沼田中学校	東原新町 1801-1	電話23-1116	
12	沼田北小学校	高橋場町 4898	電話24-4123	
13	利根中学校	利根町追貝 334	電話56-2044	
14	沼田小学校	西倉内町 746	電話22-2063	
15	沼田東小学校	東原新町 1801-1	電話23-1118	
16	升形小学校	栄町 141	電話22-3107	
17	川田小学校	下川田町 540	電話22-3056	
18	沼田東中学校	横塚町 1118	電話22-2472	
19	沼田西中学校	薄根町 3580	電話22-3055	
20	沼田南中学校	戸鹿野町 726	電話23-5557	
21	池田小学校	発知新田町 533	電話23-9320	
22	池田中学校	発知新田町 533	電話23-9330	
23	薄根小学校	善桂寺町 32	電話22-2891	
24	薄根中学校	善桂寺町 40	電話22-3180	
25	白沢中学校	白沢町高平 75-1	電話53-2009	
26	旧多那小中学校	利根町多那 732	電話23-2111	
27	三沢交流広場	白沢町尾合 2543	電話53-2111	
28	利根小学校	利根町追貝 93	電話25-8172	
29	坪川運動広場	利根町追貝地内	電話23-2111	

片品村

	名称	所在地	電話	備考
1	片品ヘリポート	越本字太田向11番地先		ドクヘリポイント
2	片品中学校	鎌田4480		
3	旧片品南小学校	花咲2118		
4	戸倉運動公園多目的広場	戸倉字片開1		ドクヘリポイント
5	白根トレーニング広場	東小川971		

※ドクターヘリランデブーポイントに選定されているが、ヘリポート適地ではない箇所は、含まれていない。

川場村

	名称	所在地	電話	備考
1	川場小学校	谷地2402	電話52-2012	ドクヘリポイント
2	川場中学校	谷地2494	電話52-2331	ドクヘリポイント
3	太郎運動広場	川場湯原944	電話52-3458	
4	道の駅川場田園プラザ 第4駐車場	萩室361-2	電話52-2111	
5	川場村スポーツ広場	谷地2381	電話52-2111	
6	谷地農村公園	谷地1814	電話52-2111	

昭和村

	名称	所在地	電話	備考
1	南小学校	川額115	電話24-6002	ドクヘリポイント
2	東小学校	糸井1287	電話22-2516	ドクヘリポイント
3	総合運動公園 多目的グラウンド	糸井5895	電話24-7667	ドクヘリポイント
4	ふれあいグリーンパーク 芝生広場	糸井5899		

※ドクターヘリランデブーポイントに選定されているが、ヘリポート適地ではない箇所は、含まれていない。

みなかみ町(町管理)

	名称	所在地	電話	備考
1	月夜野総合公園ふれあい広場	月夜野98-2		ドクヘリポイント
2	月夜野北部運動広場	上牧1821-1		
3	月夜野南部運動広場	政所933-1地先		
4	大穴多目的広場	大穴270		ドクヘリポイント
5	水上小学校	湯原222	電話72-2124	
6	みなかみ町ヘリポート	寺間479-20		ドクヘリポイント
7	赤沢スキー場駐車場	永井620	電話66-1254	ドクヘリポイント
8	新治中央運動公園	須川1362-1		ドクヘリポイント
9	新治小学校	新巻208	電話64-0023	ドクヘリポイント

※ドクターヘリランデブーポイントに選定されているが、ヘリポート適地ではない箇所は、含まれていない。

1 1 災害時に用いる主な通信手段について

(1) 衛星携帯電話

- ・ 陸上・海上・空での利用が可能な人工衛星を利用した携帯電話。
- ・ 非常災害時に陸上の通信インフラ（基地局等）が機能しない状況でも利用可能。
- ・ 主なサービス名（提供会社）と提供エリア

イリジウム、インマルサット BGAN（KDDI） 全世界

ワイドスター（NTT ドコモ） 日本全土・日本近海

- ・ 留意点（両社共通）

衛星携帯～携帯電話・固定電話 …地上の基地局を経由する。災害の影響を受けやすい。

衛星携帯～衛星携帯 …地上局を経由しないことが可能。災害の影響を受けにくい。

(2) 防災電話・FAX

- ・ 通話できる所属（発信側、受信側ともに通話用防災無線の設置所属のみ使用可。）

県庁、県合同庁舎（利根沼田など 11 か所）、市町村、消防本部（利根沼田など 9 か所）、消防局（前橋市、高崎市）、陸上自衛隊第十二旅団、前橋地方気象台、日本赤十字社群馬県支部、群馬ヘリポート、NHK 前橋支局、FM 群馬、群馬テレビなど

- ・ 通信系統

地上系と衛星系（番号の最初の数字で使い分ける。例：「4」は地上系、「5」は衛星系）

(3) 電子メールなど

- ・ 大規模災害発生時には、音声通話が集中し、電話がつながりにくくなる。
- ・ 音声通話と異なり、パケット通信を利用したメール等は比較的つながりやすい。

(4) 災害時優先電話

- ・ 発信のみ優先扱いとなる（着信については一般電話と同じ扱い。）。
- ・ 電話番号は外部に公表しない（公表しても意味がないだけでなく、電話が殺到して使用できないため。）。
- ・ 固定電話だけでなく、携帯電話も設定可能。

IV 資料

群馬県地域災害医療対策指針

I 目的

本指針は、群馬県内において災害により多数傷病者が発生した場合における、地域災害医療対策会議の対応、関係機関の連携方法等について定めることにより、地域における災害医療対策の充実を図ることを目的とする。

II 広域災害（大地震等）の対応

1 急性期（発災から48時間程度まで）

（1）初動対応及び医療チームの受入・配置調整

ア 急性期における県内に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、群馬県地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーターを含む。）の協力を得て、群馬県災害対策本部の健康福祉部内に設置される医療・防疫班（日本DMAT活動要領に定める都道府県災害医療本部に相当）において行う。

イ 医療・防疫班には、DMATの受入・配置調整等を行うDMAT調整本部、日本赤十字社救護班（以下「日赤救護班」という。）の受入・配置調整等を行う日赤救護班調整本部、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の受入・配置調整等を行うJMAT調整本部等を設置し、各調整本部は医療・防疫班の指揮下に置かれるものとする。

ウ 県保健福祉事務所及び市保健所（以下「保健福祉事務所等」という。）は群馬県健康福祉部医療介護局医務課（以下「医務課」という。）と連携しながら、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）、衛星携帯電話、防災無線、災害時優先電話等（衛星携帯電話、防災無線が設置されていない保健福祉事務所等にあっては、通信規制を受けない災害時優先電話）のほか電子メール（停電時には携帯電話のメール）、インターネット電話等を活用し、また、必要に応じて現地に職員派遣するなどして、管轄区域内の病院の被災状況の情報収集（EMISへの情報の代行入力を含む。）を行う。また、各種連絡手段等により、診療所、薬局等の被災状況の情報収集を行う。（県内で最大震度5弱以上の地震が発生した場合、医務課はEMISを災害モードに切り替え、病院に対しEMISに情報を入力するよう依頼し、被災状況の情報収集を開始するため、保健福祉事務所等は、EMISを確認するとともに、必要に応じて情報収集の支援を行う。）

（2）保健福祉事務所等の対応

ア 保健福祉事務所等は管轄区域の地域災害医療コーディネーターにあらかじめ定めた連絡方法により状況の報告を行うとともに、地域災害医療対策会議の開催時期、活動方針等今後の対応方法について協議する。

- イ 保健福祉事務所等は、管轄区域内の災害拠点病院等にＤＭＡＴ活動拠点本部及び指揮所並びに日赤救護班、ＪＭＡＴ及びその他の医療チームの活動拠点が設置された場合には、当該活動拠点に対し、収集した情報を提供する。
- ウ 保健福祉事務所等は、保健福祉事務所等及び管轄区域内の市町村に直接医療チームが参集した場合には、医療・防疫班に当該医療チームに関する情報を報告するとともに、当該医療チームの配置調整について協議する。
- エ 保健福祉事務所等は、日本ＤＭＡＴ活動要領に基づき活動するＤＭＡＴ及び災害医療対策事業等実施要綱に基づき活動する災害拠点病院並びに日赤救護班、ＪＭＡＴ、その他の医療チームの活動を支援する。
- オ 保健福祉事務所等が被災により機能しない場合には、医務課が当該地域の対応を直接行う。

(3) 地域災害医療対策会議の開催

- ア 保健福祉事務所等は管轄区域内に派遣された医療チームと情報（管轄区域内の医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等の情報）の共有を行うため、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域災害医療対策会議が開催できる状況になり次第、関係機関に連絡を行い、速やかに会議を開催する。なお、急性期に会議を開催することが困難な場合には、亜急性期以降、可及的速やかに開催するものとし、開催できるまでの間は関係機関と情報共有を図るものとする。
- イ 保健福祉事務所等が機能不全に陥った場合等であって、保健福祉事務所等が会議を開催することが困難なときは、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、医務課が会議を開催する。
- ウ 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議の活動状況について医務課に情報提供する。また、医務課は医療・防疫班の活動状況を保健福祉事務所等へ情報提供する。
- エ 会議は、保健福祉事務所等のほか、災害拠点病院、医師会等関係者の連携が容易であり、かつ、安全な場所で開催する。

2 亜急性期（発災４８時間程度から１週間程度まで）

(1) 医療チームの受入・配置調整

- ア 亜急性期以降における、各地域に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、保健福祉事務所等が行う。
- イ 保健福祉事務所等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じ地域の医療機関及び薬局の状況（診療・営業の状況、診療・営業時間、診療科、医薬品等の保有状況等）を調査し、地域災害医療対策会議に報告する。
- ウ 保健福祉事務所等は、救護所、避難所等における医療ニーズを適切かつ詳細に把

握・分析し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームを救護所、避難所等に配置する。

エ 派遣される医療チームは自立的な活動を原則とするが、派遣が長期間にわたる場合には、必要に応じて、保健福祉事務所等は医薬品や医療資機材の供給等の支援の調整を行う。

オ 保健福祉事務所等は、医療チームが不足する場合には、医務課に対して追加の派遣を要請する。

カ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーター）と連携して活動する。

キ 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと協議の上、派遣された医療チーム（自主的に参集する医療チームを含む。）を、E M I S等を利用し一元的に管理するとともに、医療チーム同士の引き継ぎができるよう調整を行う。

ク 保健福祉事務所等は、地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療対策会議と連携し、災害後の被災者のメンタルヘルス、感染症対策、歯科保健対策等の健康管理活動を実施する。

ケ 急性期から亜急性期への移行が円滑に行われるよう、医務課及び保健福祉事務所等は、医療チームに関する情報、医療機関の被災状況の情報等の引き継ぎを適切に行う等連携して対応する。

（２）避難所等のアセスメント

ア 避難所等の医療ニーズの把握は原則として市町村（保健所設置市にあっては市保健所）が実施することとし、市町村が被災により調査活動ができない場合には、県保健福祉事務所が当該市町村に派遣される医療チームや災害拠点病院等の協力を得て避難所等の調査を行う。なお、保健福祉事務所等が被災により調査活動ができない場合には、医務課が調査を行う。

イ 避難所等の医療ニーズは「避難所アセスメントシート」等により調査を行い、保健福祉事務所等は調査結果を取りまとめ、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、管轄区域内の避難所等で活動する全ての医療チームと情報共有を図る。

３ 慢性期（発災１週間程度経過後から通常の地域の医療体制に復帰するまで）

（１）医療チームの撤収

ア 保健福祉事務所等は、２（１）と同様に医療チームの受入・配置調整を行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会等を通じ地域の医療機関の機能回復状況を調査し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、医療・防疫班に設置された各チームの調整本部と調整し、地域災害医療コーディネーターと協議

の上、医療チームの撤収を決定する。

ウ 医療チームの撤収の決定にあたっては、地域の医療機関の機能回復状況、避難所等地域の医療ニーズ、医療チームの撤収が地域の医療機関に与える影響等を考慮する。

(2) 医療チーム撤収後の対応

医療チーム撤収後、通常地域の医療体制に復帰するまでの間、保健福祉事務所等は、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域において必要とされる医療が確保されるよう調整を図る。

Ⅲ 局地災害の対応

局地災害発生時には、DMA Tについては「県内局所災害発生時における群馬DMA T派遣要請マニュアル」に基づき対応するほか、次のとおり対応するものとする。

1 地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び基幹災害拠点病院と連携して、多数傷病者の搬送先の調整を行う。

2 地域災害医療対策会議の役割

ア 保健福祉事務所等は必要に応じて地域災害医療対策会議を開催するものとし、会議を開催することが困難な場合には、電話、電子メール等により会議を構成する関係機関と情報共有を図る。

イ 地域災害医療対策会議を構成する関係機関は地域災害医療コーディネーターの要請に応じて必要な対応を行うものとする。

Ⅳ 平時の準備

1 連絡先・連絡方法の確認

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議を構成する機関のほか、必要に応じて以下の機関の連絡先、担当者、連絡方法を調査し、連絡先名簿を作成することにより地域災害医療対策会議において情報共有を図る。

災害拠点病院以外の医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健センター、市町村等の関係行政機関、水道・電気・ガス・電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織 等
--

イ 保健福祉事務所等は平時からEMIS、衛星電話、防災無線等の使用方法を確認し、災害発生時に適切かつ確実に使用できる体制を確保する。

2 訓練等の実施

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと連携し、本指針に定める内容を適切に実施できるよう、地域災害医療対策会議の構成機関とともに災害拠点病院の訓練に参加するなど、定期的（年１回程度）に訓練を実施するよう努める。

イ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議の構成機関とともに県等が実施する災害医療に関する研修に参加するほか、管轄区域内の関係機関を対象とした研修を開催するよう努める。

ウ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは県等が実施する災害医療に関する訓練へ参加するよう努める。

附 則

この指針は平成２７年１２月１７日から施行する。

利根沼田地域災害医療対策会議設置要綱

(設 置)

第1条 利根沼田地域における災害医療体制の充実を図るため、利根沼田地域災害医療対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 利根沼田地域の災害医療体制の整備充実対策に関すること
- (2) 災害時に派遣された医療チーム（DMA T等）や自主的に集合した医療チームの派遣調整に関すること
- (3) 避難所等での医療ニーズの把握及び分析に関すること
- (4) 地域災害医療コーディネーターの選出に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な対策に関すること

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる団体又は機関の関係者で組織する。

- (1) 沼田利根医師会
 - (2) 沼田利根歯科医師会
 - (3) 沼田利根薬剤師会
 - (4) 災害拠点病院及び二次救急医療機関
 - (5) 消防機関
 - (6) 警察署
 - (7) 市町村
 - (8) 利根沼田保健福祉事務所
 - (9) その他、利根沼田保健福祉事務所長が必要と認めた団体・機関等
- 2 委員が退任した時は、利根沼田保健福祉事務所長が後任者を選任する。
- 3 事務局は、利根沼田保健福祉事務所に置く。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時又は欠ける時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長の意見を聞いて、利根沼田保健福祉事務所長が招集する。なお、災害時においては、この限りではない。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。なお、災害時においては、この限りではない。

附則

- この要綱は、平成26年 3月11日から施行する。
- この要綱は、平成27年 1月 6日から施行する。
- この要綱は、令和 2年11月25日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

避難所日報(避難所状況)

避難所名										
避難所コード										

指定避難所以外の場合	所在地										
電話											
FAX											

活動日	年 月 日	記載者(所属・職名・職種)								
-----	-------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

避難施設基本情報	施設定員 (指定避難所)		人	避難者数 (施設内)	夜：約	人	昼：約	人
	食事提供人数		人	車中泊	☐ 無・ ☐ 有(約 人)			
	避難所運営組織	☐ 有 (組織： ☐ 自治組織・ ☐ 自治体・ ☐ 学校・ ☐ その他())・ ☐ 無						
	外部支援・ボランティア	☐ 有(種類(職種)・人数：)・ ☐ 無						
医療	救護所設置	☐ 有(所属：)・ ☐ 無						
	巡回診療	☐ 有(所属：)・ ☐ 無						

現在の状況				特記事項(課題も含む)				
ライフライン	電気	☐ 開通・ ☐ 不通	予定：					
	ガス	☐ 開通・ ☐ 不通	予定：					
	水道	☐ 開通・ ☐ 不通	予定：					
	下水道	☐ 開通・ ☐ 不通	予定：					
	飲料水	☐ 充足・ ☐ 不足	予定：					
	固定電話	☐ 開通・ ☐ 不通	予定：					
	携帯電話	☐ 開通・ ☐ 不通	予定：					
	設備状況と衛生部	スペースの過密度	☐ 適度・ ☐ 過密					
プライバシーの確保		☐ 適・ ☐ 不適						
更衣室		☐ 有・ ☐ 無						
授乳室		☐ 有・ ☐ 無						
トイレ		☐ 充足(基)・ ☐ 不足						
トイレ衛生状態		☐ 良・ ☐ 不良						
手洗い場		☐ 有・ ☐ 無	手指消毒	☐ 有・ ☐ 無				
トイレ照明		☐ 適・ ☐ 不適	風呂・シャワー	☐ 有・ ☐ 無				
冷暖房		☐ 有・ ☐ 無	洗濯機	☐ 有・ ☐ 無				
喫煙		☐ 禁煙・ ☐ 分煙・ ☐ その他						
生活環境	温度	☐ 適・ ☐ 不適	換気・温度	☐ 適・ ☐ 不適				
	土足禁止	☐ 有・ ☐ 無	清掃状況	☐ 良・ ☐ 不良				
	ゴミ収集場所	☐ 有・ ☐ 無						
	粉塵	☐ 無・ ☐ 有	生活騒音	☐ 適・ ☐ 不適				
	寝具乾燥対策	☐ 適・ ☐ 不適	ペット対策	☐ 適・ ☐ 不適				
食事提供	主食提供回数	☐ 3回・ ☐ 2回・ ☐ 1回・ ☐ 無し						
	おかず提供回数	☐ 3回・ ☐ 2回・ ☐ 1回・ ☐ 無し						
	特別食提供	☐ 有・ ☐ 無						
	炊き出し	☐ 該当・ ☐ 無	残品処理					☐ 適・ ☐ 不適
	調理設備	☐ 有・ ☐ 無	冷蔵庫					☐ 有・ ☐ 無

(2020 年版)

写真送信の場合は再度記載→

避難所コード									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

避難所日報(避難者状況)

避難所名

避難所コード

活動日

年

月

日

記載者(所属・職名・職種)

◆配慮を要する者◆

	人数	うち要継続支援人数		人数	うち要継続支援人数		人数	うち要継続支援人数
高齢者(65歳以上)	人	人	障害者	人	人	服薬者	人	人
うち75歳以上	人	人	身体障害者	人	人	降圧薬	人	人
要介護認定者	人	人	知的障害者	人	人	糖尿病薬	人	人
妊婦	人	人	精神障害者	人	人	向精神薬	人	人
じょく婦	人	人	難病患者	人	人	他の治療薬	人	人
乳児	人	人	在宅酸素療法・呼吸器療法	人	人	その他	人	人
幼児・児童	人	人	透析(腹膜透析含む)	人	人	要継続支援合計 人数(実人数)		人
うち障害児・医療的ケア児	人	人	アレルギー疾患	人	人			

特記事項

◆対応すべきニーズがある者◆

*まだ解決しておらず、速やかに対応しなければならないニーズがある避難者数を記載する。

	該当	特記事項(→左の欄のその内容、アセスメント等記載)
医療ニーズのある者	□無・□有 人	
うち医薬品がない者	□無・□有(人)	

	該当	特記事項(→左の欄のその内容、アセスメント等記載)
保健福祉ニーズのある者	□無・□有 人	
高齢者	□無・□有(人)	
障害者・児	□無・□有(人)	
その他	□無・□有(人)	
こころのケアが必要な者	□無・□有(人)	

◆感染症・食中毒等症状がある者◆

	該当	特記事項(→左の欄のその内容、アセスメント等記載)
総数(実人数)	□無・□有 人	
発熱	□無・□有(人)	
咳・痰	□無・□有(人)	
下痢・嘔吐	□無・□有(人)	

対応内容・結果

課題/申し送り

(2020 年版)

写真送信の場合は再度記載→

避難所コード

健康相談票		方法		対象者		担当者(自治体名)		
初回・()回		・面接・訪問		乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者		相談日 年 月 日		
保管先		・その他 ()		障害者 その他()		時間		
						場所		
基本的な状況	氏名(フリガナ)		性別	生年月日			年齢	
			男・女	M・T・S・H・R 年 月 日			歳	
	被災前住所		連絡先		避難場所			
	①現住所		連絡先		自宅 自宅外:車・テント・避難所 (避難所名:)			
	②新住所		連絡先		家族状況			
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先				独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()			
	被災の状況				制度の利用状況			
	家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()				・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()			
身体的・精神的な状況	既往歴	現在治療中の病気	内服薬					
	高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ()	高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()	なし・あり(中断・継続) 内服薬名()					
			医療器材・器具		医療機関名			
			在宅酸素・人工透析 その他()		被災前: 被災後:			
			食事制限		血圧測定値			
			なし あり 内容() 水分()		最高血圧: 最低血圧:			
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)				具体的自覚症状(参考)				
				①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	自立							
	一部介助							
	全介助							
個別相談活動	相談内容				支援内容			
					今後の支援方針 解決 継続			

健康相談票 経過用紙		避難場所名	氏名	No.
月 日	相談方法	相談内容	指導内容（今後の計画を含む）	担当者

□の欄は、使用可能・該当・対応済であれば、✓を入れてください

* A:充足 B:改善の余地あり C:不足 D:不全

避難所コード																			
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

調査日	2	0			年				月				日	#A-D 選択式の項目が全て A 評価になるまで連日記入 # 人数は概算
	AM		PM					時				分		

調査者氏名											調査者所属										
電話連絡先																					

施設名											固定電話										
所在地											携帯電話										
											FAX										

避難所運営組織	☐	代表者名										
---------	--------------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

避難者数 (人) (A)					内訳 男性 (人)					内訳 女性 (人)				
食事提供人数 (B)					避難所以外の避難者数 (推計) ※食事提供数 (B) - 避難者数 (A)									

避難者数 (再掲)	昼間人数 (人)				夜間人数 (人)				車中泊人数 (人)				
	75 歳以上 (人)				未就学児 (人)				乳児 (人)				

ライフライン / 通信	飲料水	A ~ D		食事	A ~ D		使用可能トイレ	A ~ D	
	電気	A ~ D		ガス	A ~ D		生活用水	A ~ D	
	固定電話	☐	携帯電話	☐	衛星電話	☐	データ通信	☐	
医療支援	救護所設置	☐	医療チームの巡回		☐				

避難所の 環境	過密度	A ~ D		毛布等寝具	A ~ D		室温度管理	A ~ D		手洗い環境	A ~ D	
	トイレ 掃除	☐	土足禁止	☐	下水	☐	ごみ 集積場所	☐	館内 禁煙	☐	ペット 収容所	☐
	男女別 更衣室	☐	男女別 トイレ	☐	男女別 居住スペース	☐	授乳室等 母子専用スペース	☐	障害者用 トイレ	☐		
	感染予防・ 清掃用物品	☐	パーティション による区切り		☐	段ボールベッド	☐					

伝達事項	

飲料水

- A. 1人当たり食事とは別に1日3L以上の飲料水量がある
- B. 1人当たり食事とは別に1日2L以上の飲料水量がある
- C. 1人当たり食事とは別に1日1L以上の飲料水量がある
- D. 1人当たり食事を入れて1日1L程度の水分摂取量がある

食事

- A. 米飯やパンなど主食が1日3回以上、おかすが1回以上避難者全員に提供されている（カレー、トン汁、弁当等含む）
- B. 米飯やパンなど主食が1日3回避難者全員に提供されている
- C. 米飯やパンなど主食が1日1~2回避難者全員に提供されている
- D. 避難者が持参した食料をそれぞれで食べている

トイレ

- A. 避難者全てが昼夜問わず不安を感じずにトイレを使用している
- B. 男女別になっており、女性用が男性用に比べて3倍の個室トイレがある
- C. 避難者20人につき1台の個室トイレがある
- D. 避難者50人につき1台の個室トイレがある

燃料

- A. 避難者全ての食事を1日2-3回調理し、暖をとるだけの燃料がある
- B. 避難者全ての食事を1日1回は調理し、暖をとるだけの燃料がある
- C. 授乳器具を煮沸消毒するだけの燃料がある
- D. 携帯用燃料を一部の避難者が持っている

生活用水

- A. 食器を十分に洗浄できるだけの量がある
- B. 調理器具を十分に洗浄できるだけの量がある
- C. 避難者全員が毎回トイレの後手を洗う事ができるだけの量がある
- D. 避難者全員が1日1回はトイレの後手を洗う事ができるだけの量がある

過密度

- A. 避難者全てが世帯ごとに最低限の身の回りのものを置くスペースと足を伸ばして寝るスペースを持ち、子どもと大人が手を繋いで歩けるだけの幅の通路が全ての出入り口まである
- B. 避難者全てが最低限の身の回りのものを置くスペースと足を伸ばして寝るスペースを持っている
- C. 避難者全てが毛布1枚分のスペースを持っている
- D. 世帯の誰かは自宅や車など避難所外で寝ている

毛布など寝具

- A. 避難者全てに最低1枚ずつの季節に合った敷く物と掛ける物が渡っており、必要時交換できるだけの予備がある
- B. 避難者全てに最低1枚ずつの季節に合った敷く物と掛ける物が渡っている
- C. 避難者全てに毛布が1枚は渡っている
- D. 要支援者には毛布が1枚は渡っている

室温温度管理

- A. 施設内全体で、空調システムが機能している
- B. 扇風機やスペースヒータなど、部分的な空調機器が各世帯にある
- C. 扇風機やスペースヒータなど、部分的な空調機器が要配慮者のいる各世帯にある
- D. 居住スペースの天井までの高さが2m以上あり、その空間全体を換気することができる

手洗い環境

- A. 排水機能のある手洗い場所が、トイレ付近・洗面施設・調理場すべてに1つはある
- B. 排水機能のある手洗い場所が、トイレ付近・洗面施設・調理場いずれかに1つはある
- C. 使い捨ておしぼりや手指消毒剤が、トイレ付近・洗面施設・調理場すべてに1つはある
- D. 使い捨ておしぼりや手指消毒剤が、トイレ付近・洗面施設・調理場いずれかに1つはある

利根沼田地域災害医療対策会議 委員名簿

R8.4.1現在

所属名等	職名等	氏名	職種等	備考
沼田利根医師会	理事	七五三木 淳	しめぎ整形外科 クリニック 院長	地域災害医療 コーディネーター
沼田利根歯科医師会		鈴木 克也	歯科医師	
沼田利根薬剤師会	会長	間宮 実	薬剤師	
災害拠点病院	利根中央病院	関原 正夫	名誉院長	会長 地域災害医療 コーディネーター
二次救急医療機関	沼田脳神経外科循環器科病院	原澤 剛	事務長	
	内田病院	須藤 夏樹	統括事務部長	
	群馬パース病院	金古 英士	事務部長	
	月夜野病院	市場 康行	事務長	
	上牧温泉病院	増田 志帆美	看護副部長	
沼田市	地域安全課長	関上 薫	行政	
片品村	総務課長	鎚木 勲	行政	
川場村	総務課長	小林 巧	行政	
昭和村	総務課長	堤 義徳	行政	
みなかみ町	総務課長	鈴木 伸史	行政	
利根沼田広域消防本部	警防課長(消防司令長)	都丸 強志	消防	
沼田警察署	警備課長	富岡 俊介	警察	
利根沼田保健福祉事務所	利根沼田保健福祉事務所長	相原 誠一	行政	
	利根沼田保健所長	阿部 勝延	行政	